

エコアクション21

環境経営レポート

対象期間：2023年4月～2024年3月【第14版】
(R5年4月～R6年3月)

発行：2024(R6)年7月30日

株式会社バイロン沖縄

沖縄県南風原町字宮平655番地1

TEL 098-840-7878

FAX 098-840-7758

目次

1. 環境経営方針	1
2. 組織概要	2
3. 施設・許可証概要	4
3-1エコアクション21実施体制図	14
4-1. 環境経営目標とその実績、環境経営計画	15
4-2. 環境経営計画	16
5. 環境経営計画の実施と達成状況	17
6-1. 次年度以降の環境経営目標	18
6-2. 次年度以降の環境経営計画	19
7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無	20
8. 代表者による評価と見直し	21

1. 環境経営方針

環境経営方針

〈基本理念〉

株式会社バイロン沖縄は、「地球環境の保全」を図るため、リサイクル業及び廃棄物処分業を通して、地域社会に貢献する為、環境経営の継続的改善に努めます。

〈行動指針〉

1. 具体的には次の活動に取り組みます。
 - ①化石燃料及び電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を削減します。
 - ②水使用量を削減します。
 - ③事務所ごみ及び産業廃棄物を削減します。
 - ④リデュース、リフューズ、リユース、リサイクルの4R活動に取り組みます。
 - ⑤地域社会の美化活動に取り組みます。
2. 廃棄物処理法を始めとする環境関連法規等を遵守します。
3. 弊社のガラスカレット再生砂（5mm）が、平成28年12月1日に沖縄県リサイクル認定資材に認定されました。今後は、このガラスカレット再生砂の販売・普及に努めます
そして、海砂などの代替品である、ゆいくるりん再生砂等の普及を進めることによりSDGsの17の目標の中の目標14「海の豊かさを守ろう」の実現に寄与します。
4. 弊社で利用・消費する物品について、環境に配慮した製品を優先的に購入します。
5. 全従業員に環境経営方針を周知し、環境保全意識の向上を目指します。
6. 環境経営レポートは、一般にも公開します。

制定日：2011年2月1日

改定日：2022年2月1日

株式会社バイロン沖縄

代表取締役 宮城武彦

2.組織概要

1.事業社名及び代表者名

株式会社 バイロン沖縄
代表取締役 宮城武斉

2.所在地

(本社) 〒901-1104 沖縄県南風原町字宮平655-1
(那覇支店) 〒902-0073 那覇市上間1-2-36 BOXビル501号
(パティ沖縄リサイクルプラザ) 〒901-0516 沖縄県八重瀬町字仲座435-4
TEL: 098-840-7878 FAX: 098-840-7758

3.対象範囲(認証・登録範囲)

対象となる組織 : 全組織
対象事業所 : 本社、那覇支店、バイロン沖縄リサイクルプラザ
対象活動 : 「6.事業内容」に記載

4.環境管理責任者

環境管理責任者: 宮城 武斉
担当者 : 平田 志保 ☎098-840-7878

5.事業規模

設立: 2000年1月20日
資本金: 1,000万円
年商: 132百万円(2023年4月~2024年3月)
従業員: 12名(2023年7月現在)
床面積: 333.45㎡(リサイクルプラザ)、12.50㎡(本社)、12.50㎡(那覇支店)

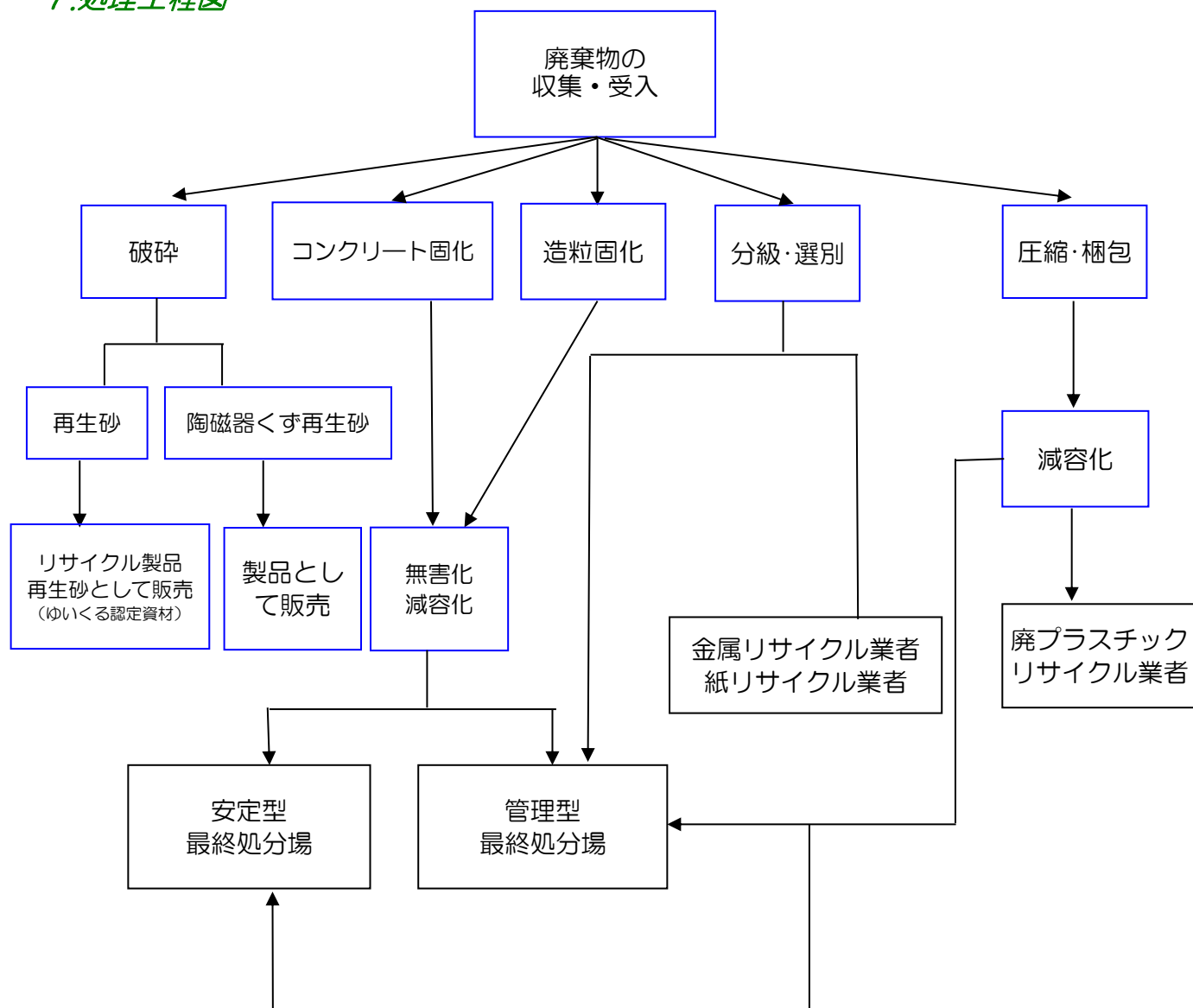
産業廃棄物受入量	2019年度 (H31年)	2020年度 (R2年)	2021年度 (R3年)	2022年度 (R4年)	2023年度 (R5年)
収集運搬量(t)	5,885.6	5,959.2	5,120.1	5,119.0	5,255.5
中間処理量(t)	1,787.7	2,977.7	1,306.6	2,528.2	4,047.1

一般廃棄物受入量	2020年度 (R2年)	2021年度 (R3年)	2022年度 (R4年)	2023年度 (R5年)
収集運搬量(t)	98.9	91.9	89.1	98.3
中間処理量(t)	29.7	27.6	26.9	29.7

6.事業内容

産業廃棄物収集運搬・中間処理業、一般廃棄物収集運搬・中間処理業、リサイクル業、宅地建物取引業

7.処理工程図



3.施設・許可証概要

1. 処理施設の種類

	施設名	設置場所	年月日	処理能力
沖縄県	一般廃棄物処理施設	沖縄県島尻郡八重瀬町仲座435番4他2筆	H15.3.24	70t/日(7時間)
	破碎処理施設1	沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座434番2	H14.3.29	4.8t/日
	破碎処理施設2	沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2	H15.5.30	2t/日
	破碎処理施設3	沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2	R2.02.18	2.4t/日
	コンクリート固化施設・造粒固化施設	沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2 那覇市を除く県内一円の排出事業場	H15.5.30	1t/日
	分級・選別施設	沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座434番2	H14.4.1	56t/日

2. 許可番号及び登録書

(1) 沖縄県の許可証

産業廃棄物収集運搬業許可証	許可番号：04714069378号
	許可の年月日：令和2年4月21日
	許可の有効年月日：令和7年4月20日
	【事業の範囲】 燃え殻（水銀含有ばいじん等含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等含む。）、廃プラスチック（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、ゴミくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん（水銀含有ばいじん等含む。）、（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物を除く。積替え保管を含む。）
	所在地：沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭仲座434番2、435番2、435番4、431番2、431番3、432番2
	【産業廃棄物の種類】 ①燃え殻（水銀含有ばいじん等含む。）、②汚泥（水銀含有ばいじん等含む。）、③廃油、④廃酸（水銀含有ばいじん等含む。）、⑤廃アルカリ（水銀含有ばいじん等含む。）、⑥鉱さい（水銀含有ばいじん等含む。）、⑦ばいじん（水銀含有ばいじん等含む。）、⑧水銀使用製品産業廃棄物、⑨燃え殻、⑩汚泥、⑪廃プラスチック（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑫紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑬木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑭繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑮ゴミくず、⑯金属くず、⑰ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑱がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑲鉱さい、⑳ばいじん、㉑廃自動車（紙くず、木くず、繊維くず、ゴミくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類）、㉒⑨～㉑の混合廃棄物
	面積：①～⑧18㎡、⑨～㉑36.96㎡、㉒70㎡、㉓36.96㎡
	積み上げる高さ：①～㉑2.5m、㉒3m、㉓1.4m
	保管容量と保管方法：①～③⑥～⑧(0.2㎡、ドラム缶で屋内保管)、④～⑤(0.12㎡、リ容器で屋内保管)、⑨～㉑(2.0㎡、リ容器で屋外保管)。※高含水率汚泥については、ドラム缶で屋外保管、㉒(210㎡(12台)、野積み保管)、㉓(17.25㎡、野積み保管)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	許可番号：04754069378号							
	許可の年月日：令和2年7月7日							
	許可の有効年月日：令和7年7月6日							
	事業の範囲： 廃油：揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。 詳細は、一覧表の通り。 廃酸：水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。 詳細は、一覧表の通り。 廃アルカリ：水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は、一覧表の通り。 燃え殻：特定有害産業廃棄物に限る。詳細は、一覧表の通り。 汚泥：特定有害産業廃棄物に限る。詳細は、一覧表の通り。 鉍さい：特定有害産業廃棄物に限る。詳細は、一覧表の通り。 ばいじん：特定有害産業廃棄物に限る。詳細は、一覧表の通り。 感染性産業廃棄物、廃石綿等、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、 廃水銀等及び当該廃水銀を処分するために処理したもの （積替え、保管を含まない。）							
	一覧表							
		廃油	廃酸	廃アルカリ	燃え殻	汚泥	鉍さい	ばいじん
	水銀又はその化合物		○	○		○	○	○
	カドミウム又はその化合物		○	○	○	○	○	○
	鉛又はその化合物		○	○	○	○	○	○
	有機燐化合物		○	○		○		
六価クロム化合物		○	○	○	○	○	○	
砒素又はその化合物		○	○	○	○	○	○	
シアン化合物		○	○		○			
トリクロロエチレン	○	○	○		○			
テトラクロロエチレン	○	○	○		○			
ジクロロメタン	○	○	○		○			
四塩化炭素	○	○	○		○			
1,2-ジクロロエタン	○	○	○		○			
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○		○			
トリス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○		○			
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○		○			
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○		○			
1,3-ジクロロプロパン	○	○	○		○			
チラウム		○	○		○			
シマジン		○	○		○			
チオベンカルブ		○	○		○			
ベンゼン	○	○	○		○			

	セレン又はその化合物		○	○	○	○	○	○
	1,4-ジオキサソ	○	○	○		○		○
	ダイオキシン類		○	○	○	○		○
	※表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。							
一般廃棄物処理施設設置許可証	許可番号：第10号							
	許可の年月日：平成15年3月24日							
	施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類： ごみ処理施設(破碎施設) ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、コンクリートくず							
	設置場所：沖縄県具志頭村字仲座435番地4他2筆							
	処理能力：70t/日(7)時間							
産業廃棄物処分量許可証	許可番号：04724069378号							
	許可の年月日：令和4年7月16日							
	許可の有効年月日：令和9年7月15日							
	事業の範囲 中間処理							
	破碎：	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯管類に限る。))を含む。石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)						
	コンクリート固化：	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、銧さい、がれき類、ばいじん(水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、昭和48年2月17日総理府令第5号に規定される判定基準に適合しないもの及び特定有害産業廃棄物を除く。)						
	造粒固化：	汚泥(水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)						
	分級・選別：	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、銧さい、がれき類、ばいじん(水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、昭和48年2月17日総理府令第5号に規定される判定基準に適合しないもの及び特定有害産業廃棄物であるものを除く。)						
	圧縮梱包：	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)						
	破碎施設1(1次:SAP-3N,2次:1022L-G,3次:RBT-2416)							
	設置場所：沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2							
	処理能力：廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 4.8 t/日(8時間) 0.6 t/時間							
	設置年月日：平成14年3月29日							
破碎施設2(一軸破碎機)								
設置場所：沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2								
処理能力：廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 2 t/日(8時間) 0.25 t/時間								
設置年月日：平成15年5月30日								
破碎施設3(CFRランブクラッシャー)								
設置場所：沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2								
処理能力：廃蛍光管類(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) 2.4 t/日(8時間) 0.3 t/時間								
設置年月日：令和2年2月18日								

コンクリート固化施設・造粒固化施設（MIX500）

設置場所：沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2、
那覇市を除く県内一円の排出事業場

処理能力：1 t /日（8時間） 0.125 t /時間

設置年月日：平成15年5月30日

分級・選別施設

設置場所：沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2

処理能力：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん 56 t /日（8時間） 7 t /時間

設置年月日：平成14年4月1日

圧縮梱包施設1（縦型二軸圧縮梱包機）

設置場所：沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2

処理能力：廃プラスチック類 4.03t/日（8時間） 0.504 t /時間
紙くず 3.45t/日（8時間） 0.431 t /時間
木くず 6.33t/日（8時間） 0.791 t /時間
繊維くず 1.38t/日（8時間） 0.172 t /時間
ゴムくず 5.98t/日（8時間） 0.747 t /時間
金属くず 12.9t/日（8時間） 1.612 t /時間
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 11.5t/日（8時間） 1.437 t /時間

設置年月日：平成17年

圧縮梱包施設2（クロスシリンダー）

設置場所：沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2

処理能力：廃プラスチック 4.31 t /日（8時間） 0.538 t /時間
紙くず 3.69 t /日（8時間） 0.461 t /時間
木くず 6.77 t /日（8時間） 0.846 t /時間
繊維くず 1.48 t /日（8時間） 0.185 t /時間
ゴムくず 6.40 t /日（8時間） 0.80 t /時間
金属くず 13.9 t /日（8時間） 1.737 t /時間
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 12.3t/日（8時間） 1.537 t /時間

設置年月日：平成30年6月15日

保管施設1（破碎施設1、2及び圧縮梱包施設に係る産業廃棄物）

設置場所：沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2

（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）

保管面積：250.0㎡、保管上限：95.2㎡、保管高さ：1.7m

保管施設2（破碎施設1、2及び圧縮梱包施設に係る産業廃棄物）

設置場所：沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2

（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず）

保管面積：61㎡、保管上限：61㎡、保管高さ：1.0m

保管施設3（破碎施設3に係る産業廃棄物）

設置場所：沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2

（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）

保管面積：4㎡、保管上限：4㎡、保管高さ：1.0m

廃棄物再生事業者 登録証明書	許可番号：第R5-1号
	許可の年月日：令和5年8月10日
	設置場所：八重瀬町字仲座下原434番2、435番2及び435番4
	取り扱う廃棄物の種類：ガラス瓶、廃ガラス、ガラス板
	取扱量：140t/月
	廃棄物の搬入方法：10t車ダンプトラックにて搬入
	再生の方法：ガラスを破碎後、インターロッキングブロックの原料及び再生砂(ガラスカレット再生砂)を製造し、建設資材として利用する

(2) 那覇市の許可証

産業廃棄物処分業 許可証	許可番号：11920069378号
	許可の年月日：令和4年8月26日
	許可の有効年月日：令和9年7月15日
	事業の用に供するすべての施設 (1)コンクリート固化施設 ア 移動式 コンクリートミキサ-MIX-500 設置場所：那覇市内一円（排出事業場内に限る。） (駐機場所：沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2) 設置年月日：平成15年5月30日 処理能力：1t/日 イ 移動式 コンクリートミキサ-車 MR4451 設置場所：那覇市内一円（排出事業場内に限る。） (駐機場所：沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2) 設置年月日：令和6年2月14日 処理能力：64t/日(8時間) 8t/時間 (2)造粒固化施設：（移動式 コンクリートミキサ-MR4451） 設置場所：那覇市内一円（排出事業場内に限る。） (駐機場所：沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原434番2) 設置年月日：令和6年2月14日 処理能力：128t/日(8時間) 16t/時間

(3) 福岡県の許可証

産業廃棄物収集運 搬業許可証	許可番号：04000069378号
	許可の年月日：令和5年2月27日
	許可の有効年月日：令和10年2月26日
	事業の範囲：積替え、保管を含まない
	【取り扱う産業廃棄物の種類】 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む） 以上15品目
	許可番号：04050069378号
	許可の年月日：令和5年2月27日
	許可の有効年月日：令和10年2月26日

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	事業の範囲：積替え、保管を含まない。 廃油：揮発油類、灯油類及び軽油類であるものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。 廃酸：水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。 廃アルカリ：水素イオン濃度指数12.5以上のもの又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。 感染性産業廃棄物 銻さい：水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。 廃石綿等 ばいじん：カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。 燃え殻：カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。 汚泥：カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。 以上9品目 積替え保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ：なし
	許可の条件：なし
	許可の更新又は変更の状況：なし
	積替え許可の有無：なし

(4) 熊本県の許可証

産業廃棄物収集運搬業許可証	許可番号：04305069378号					
	許可の年月日：令和6年7月3日					
	許可の有効年月日：令和11年6月16日					
	取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替えに限る	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
			石綿含有産業廃棄物	自動車等破砕物	水銀使用製品産業廃棄物	
					水銀含有ばいじん等	
	燃え殻	—	—	◎	—	
	汚泥	—	—		—	
	廃プラスチック	有	◎		◎	—
	紙くず	—	—		—	—
	木くず	—	—		—	—
	繊維くず	—	—		—	—
	ゴムくず	有	◎		—	—
	金属くず	有	◎		◎	—
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	有	◎		◎	—
鉱さい	—	—	—		—	
がれき類	有	◎	—		—	
ばいじん	—	—	—		—	
上記のうち、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の欄に「○」印があるものについては取り扱いを含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 積替え又は保管を行う場所の所在地 熊本県八代市公共岸壁 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物を除く） 廃プラスチック類、ガラスくず、金属くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち、「石綿含有産業廃棄物」「自動車等破砕物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を含む。） 積替えの為の保管上限：— 面積：— 積み上げることができる高さ：—						
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	許可番号：04355069378号					
	許可の年月日：令和6年7月3日					
	許可の有効年月日：令和11年6月16日					
	取り扱う特別管理産業廃棄物の種類：特定有害産業廃棄物であるものに限る。 ①ばいじん：アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物 ②燃え殻：カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物 ③汚泥：アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロフルン、テトラクロロフルン					

(5) 宮崎県の許可証

産業廃棄物収集運搬業許可証	許可番号：04504069378号
	許可の年月日：令和2年9月12日
	許可の有効年月日：令和7年9月11日
	事業の範囲：積替え・保管なし
	産業廃棄物の種類
	燃え殻(※2)、汚泥(※2)、廃プラスチック類(※1)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(※1)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(※1)、鋳さい(※2)、がれき類、ばいじん(※2) 以上12種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものは除く。 ※1 水銀使用製品産業廃棄物をを含む。 ※2 水銀含有ばいじん等を含む。
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	事務所及び事業場の所在地
	事務所：沖縄県島尻郡南風原町字宮平655番地1
	事業場：沖縄県八重瀬町字仲座435番地4
	許可番号：04554069378号
	許可の年月日：令和2年9月12日
	許可の有効年月日：令和7年9月11日
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	特別産業廃棄物の種類：積替及び保管を含まない ①燃え殻(表1に掲げるものを含むことのみにより有害なものに限る。) ②汚泥(有機燐化合物、表1又は表2に掲げるものを含むことのみにより有害なものに限る。) ③廃油(揮発油類、灯油類、軽油類に限る。) ④廃酸(水素イオン濃度2.0以下のもの、表1又は表2に掲げるものを含むことのみにより有害なものに限る。) ⑤廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、表1又は表2に掲げるものを含むことのみにより有害なものに限る。) ⑥ばいじん(表1に掲げるものを含むことのみにより有害なものに限る。) ⑦感染性産業廃棄物、廃石綿類 以上8種類
	表1 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物
	表2 トリクロロフルオロメタン、テトラクロロフルオロメタン、シソ化合物、
	事務所及び事業場の所在地
	事務所：沖縄県島尻郡南風原町字宮平655番地1
	事業場：沖縄県八重瀬町字仲座435番地4

(6) 鹿児島市の許可証

産業廃棄物収集運搬業許可証	許可番号：08201069378号
	許可の年月日：令和4年2月6日
	許可の有効年月日：令和9年2月5日
	取り扱い廃棄物 (石綿含有産業廃棄物であるものを含むもの) 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、（以上4種類については水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、以上9種類 (石綿含有産業廃棄物であるものを除くもの) 燃え殻、銲さい、ばいじん、以上3種類については水銀含有ばいじん等を含む。）、以上3種類 上記に記載する全12種類(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)(積替えを含み保管を除く。)
	所在地：鹿児島市内の公共港湾施設
	面積：—
	廃棄物の種類 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、（以上4種類については水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、（以上4種類については石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）、燃え殻、銲さい、ばいじん、以上3種類については水銀含有ばいじん等を含む。）、以上12種類
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	備考：積替え作業を含む。保管を除く。ただし、鹿児島市内の公共港湾施設において係留許可を取得した場合に限る。
	許可番号：08251069378号
	許可の年月日：令和4年2月6日
	許可の有効年月日：令和9年2月5日
	事業の範囲 汚泥：ｶﾞｰｼﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｬﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛｲﾌｨﾝ若しくはﾅﾄﾗｸﾛｲﾌｨﾝを含むことのみにより有害なものに限る。 廃油：揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。 廃酸：水素ｲｵﾝ濃度2.0以下のもの、ｶﾞｰｼﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｬﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛｲﾌｨﾝ若しくはﾅﾄﾗｸﾛｲﾌｨﾝを含むことのみにより有害なものに限る。 廃ｱﾙｶﾘ：水素ｲｵﾝ濃度指数12.5以上のもの、ｶﾞｰｼﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｬﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛｲﾌｨﾝ若しくはﾅﾄﾗｸﾛｲﾌｨﾝを含むことのみにより有害なものに限る。 ばいじん：ｶﾞｰｼﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、若しくは砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。 燃え殻：ｶﾞｰｼﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、若しくは砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。 廃石綿類：— 感染性産業廃棄物：—

(7) 山口県の許可証

産業廃棄物収集運搬業許可証	許可番号：第03500069378号
	許可の年月日：令和4年3月16日
	許可の有効年月日：令和9年3月15日
	廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。以上3種類）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、（これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上12種類
	事業の範囲：積替え・保管なし

※産業廃棄物の収集運搬では、産業廃棄物の積み込みと積み降ろしに関して、実際に作業それぞれの県の許可証が必要です。当社は、九州まで産業廃棄物を運搬して処理する場合があります。

3.所有車両台数（合計15台）

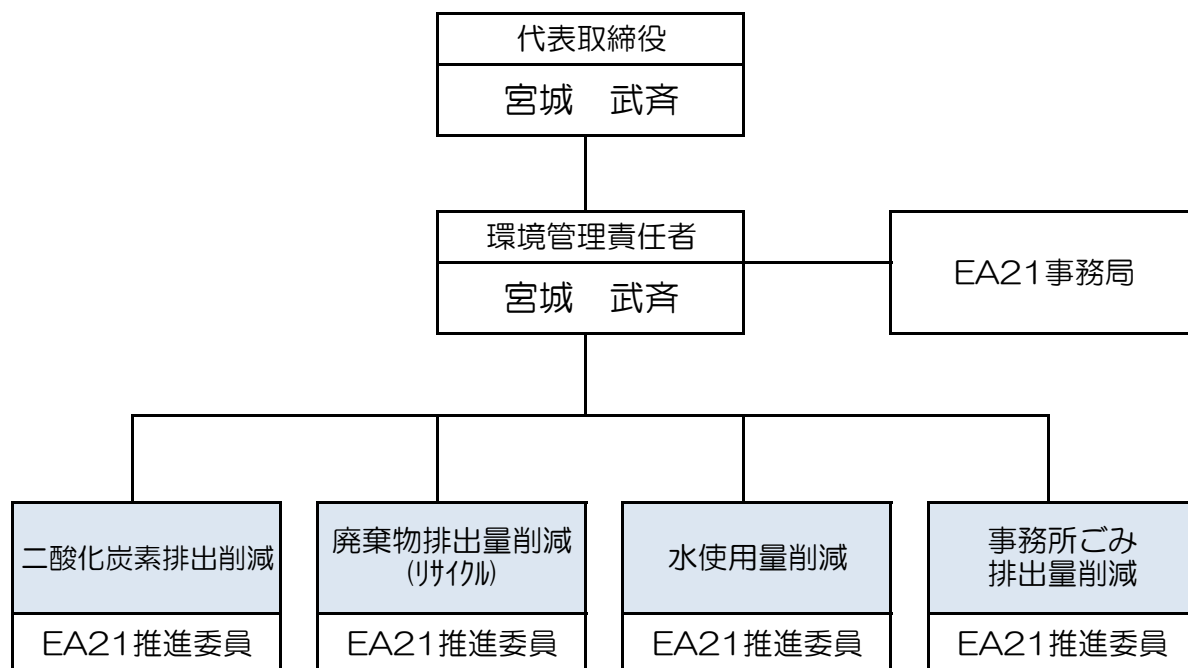
軽貨物車	1台	ウィング車	1台	3tパワーゲート	1台
4tダンプ	3台	15tトラック	2台	10tダンプ	1台
ユニック車	2台	営業車	2台	フォークリフト（リース）	2台
ミキサー車	1台	フォークリフト	1台		

4.事業計画の概要

廃ガラスびん、廃板ガラス等を収集運搬し、受入・分別した後に、破砕処理する。生産したガラスカレットは、土木工事における砂代替品やコンクリート二次製品用リサイクル資材として出荷する。

また、廃ペットボトル、廃ビニール容器は、分別し、プレス機で圧縮し出荷する。

3-1 エコアクション21実施体制図



役 割	責任及び権限
代表取締役 環境管理責任者	- 環境管理責任者の任命 - 経営における課題とチャンスの明確化 - 環境経営方針の制定 - 環境経営システムの実施及び管理に必要な資源の準備 - 代表者による全体の評価と見直しを実施
EA21事務局 EA21推進委員	- 環境経営システムの確立、実施、維持、継続的改善 - 環境負荷の自己チェックの実施 - 環境経営目標、環境経営活動計画書原案の作成 - 環境関連法規等の取りまとめ表作成、管理、遵守評価の実施 - 環境経営活動レポートの作成 - 社長へ環境経営システムの実施状況を報告 - 環境関連の外部コミュニケーションの受付対応 - 環境上の緊急事態への準備及び対応 - 環境関連文書及び記録の作成、整理
各従業員	- 環境経営方針の理解と、環境への取組みの重要性を自覚 - 環境経営活動計画内容を自主的、積極的に実施する

2023年6月3日
株式会社 バイロン沖縄

4. 環境経営目標と実績、環境経営計画

1. 環境経営目標

- ①二酸化炭素排出量： ゆいくる認定品に登録されたガラスカレット再生砂の販売に力を入れる。 破砕機等の電気使用量の削減に関しては、分別の徹底、定量処理等効率的な運転に努める。削減目標は、毎年1%とします。
- ②水資源投入量： 上水の使用削減目標は、毎年1%とします。
- ③リサイクル率： ガラスびん、ガラス板の事業リサイクル量です。廃棄物の細分別化を徹底する事で、リサイクル率95%の継続を目標とします。
- ④事務所ごみ排出量： 事務所から排出されるごみの計量を確実に行います。

2019（H31）年度を目標基準とし、2023（R5）年度までの目標を設定しました。

項目	単位	2019年度 (H31年)		2020年度 (R2年)		2021年度 (R3年)		2022年度 (R4年)		2023年度 (R5年)	
二酸化炭素排出量	(kg-CO ₂ /100) /百万	基準値	5.71	目標値	5.65	目標値	5.59	目標値	5.54	目標値	5.48
				実績	6.64	実績	5.46	実績	6.29	実績	9.05
	総量 (kg-CO ₂)	103,303		110,305		94,394		116,273		119,422	
水資源使用量	(m ³ /人)	基準値	28.60	目標値	28.31	目標値	28.03	目標値	27.75	目標値	27.47
				実績	24.44	実績	18.08	実績	23.73	実績	26.17
リサイクル率	(t/t) × 100	目標値	95	目標値	95	目標値	95	目標値	95	目標値	95
		実績	91.7	実績	94.6	実績	95.0	実績	94.8	実績	95
事務所ごみ排出量	(t/人) × 100	基準値	35.00	目標値	34.65	目標値	34.30	目標値	33.96	目標値	33.62
				実績	37.78	実績	28.00	実績	32.73	実績	30.27

※2018（H30）年度調整後排出係数沖縄電力排出係数：0.720kg-CO₂を使用している。

※化学物質は使用していません。

（基準値算出方法）

◎二酸化炭素排出量削減＝（二酸化炭素排出量/100）÷売上高

$$5.71 = (103,303 \text{ kg-CO}_2 / 100) \div 181 \text{ 百万円}$$

◎水資源削減＝水資源投入量÷従業員数

$$28.56 = 257 \text{ m}^3 \div 9 \text{ 人}$$

◎リサイクル率＝再資源化等量÷中間処理量

$$91.7 = (1,640 \text{ t} \div 1,787.7 \text{ t}) \times 100$$

◎事務所ごみ削減＝事務所ごみ排出量÷従業員数

$$35 = (3.15 \text{ t} \div 9 \text{ 人}) \times 100$$

2.環境経営計画

1.二酸化炭素排出量削減

評価

① 不要照明の消灯の徹底	○
② エアコンは、27℃設定にし、暖房は外気温が20度以上の時は使用しない。	○
③ 長時間席を離れるときは、パソコンの電源を切りコピー機は、待機電力にする。	○
④ 事務所、工場内の照明をLEDに段階的に換える。	△
⑤ 破砕機等を効率的に運転する。	○
⑥ 無駄のない回収ルートの確立	○
⑦ 週に一度タイヤの空気圧点検をする。	△
⑧ 急発進、急加速、急ブレーキをしない。エコドライブを心掛ける。	○
⑨ 車両の適正速度、適正積載量による運転を行う。	○

2.事務所ゴミの削減

評価

① ゴミの分別徹底する。	○
② ゴミの計量をしっかり行う。	○
③ 空き缶や段ボールのリサイクルに取り組む	○
④ コピー用紙使用量の削減、裏紙使用の徹底を行う。	○

3.水使用量の削減

評価

① 水道管の水漏れのチェックをする	○
② 節水の声掛け	○
③ 洗車時に水を出しっぱなしにしない。	○

4.リサイクル率の向上

評価

① 原材料の細分別を推進し、廃棄物受入時の展開検査等を行い、リサイクル不適物の減少を図る	○
② リサイクル製品である「ゆいくるりん再生砂」の生産性技術の向上を図り、製品化率を高めカレットの販売促進に力を入れる。	○

5.その他

評価

① 粉塵対策	○
② 災害対策を慎重に行う。	○

※評価方法：既に取り組んでいる活動には「○」
さらに取組が必要な活動には「△」
取り組んでいない活動には「×」

5. 環境経営計画の実施状況

1. 二酸化炭素排出量削減

環境活動	評価	次年度の取組み
電気使用量の削減	工場内破碎機械等の運転の効率化の徹底、運転開始時の空運転防止及び、終業時のスイッチオフの徹底に取組みました。 事務所では不要照明消灯、待機電力削減に取組みました。	次年度も引続き、工場内破碎機械等の運転の効率化を行い運転開始時の空運転防止及び、終業時のスイッチオフなど、電気使用量削減に取組みます。エアコンの設定温度を確認する。
化石燃料使用量の削減	タイヤの空気圧点検、エコドライブ、適正積載、また無駄のない回収ルートの見直しも行いました。	次年度も引続き同取組を行い、化石燃料使用量の削減に取組みます。

2. 廃棄物の削減

環境活動	評価	次年度の取組み
事務所ゴミの削減	紙資源のリサイクル、ゴミの分別を徹底しました。	引続き次年度も同内容に取り組み、事務所ゴミ削減を目指します。

3. 水使用量の削減

環境活動	評価	次年度の取組み
水資源削減	節水の徹底と定期的な漏水点検を行いました。	次年度も引続き同内容に取り組み、節水に努めます。

4. リサイクル率の向上

環境活動	評価	次年度の取組み
リサイクル率の向上	原材料の細分別の推進、廃棄物受入時の展開検査等を行い、リサイクル不適物の減少に取組みました。	次年度も同内容で取組むと共に、ゆいくるりん再生砂」の生産性技術の向上と製品化率を高める工夫を社員が協力して、進めていきます。

5. その他

環境活動	評価	次年度の取組み
粉塵・災害対策	粉じん対策に取組みました。また、BCPの社内研修を行い、災害に備えました。	次年度も効率的な散水を行い、周辺からの粉塵苦情がない様に努力します。引き続きBCPの社内研修等を行い、災害に備えます。

6. 次年度以降の環境経営目標と環境経営計画

1. 環境経営目標

- ①二酸化炭素排出量： ゆいくる認定品に登録されたガラスカレット再生砂の販売に力を入れる。破砕機等の電気使用量の削減に関しては、分別の徹底、定量処理等効率的な運転に努める。削減目標は、毎年1%とします。
- ②水資源投入量： 上水の使用削減目標は、毎年1%とします。
- ③リサイクル率： ガラスびん、ガラス板の事業リサイクル量です。廃棄物の細分別化を徹底する事で、リサイクル率95%の継続を目標とします。
- ④事務所ごみ排出量： 事務所ごみ排出量削減目標は、毎年1%とします。

2023（R5）年度を目標基準とし、2027（R9）年度までの目標を設定しました。

項目	単位	2023年度 (R5年)		2024年度 (R6年)		2025年度 (R7年)		2026年度 (R8年)		2027年度 (R9年)	
二酸化炭素排出量	(kg-CO ₂ /100) /百万	基準値	8.80	目標値	8.71	目標値	8.62	目標値	8.54	目標値	8.45
				実績		実績		実績		実績	
	総量 (kg-CO ₂)	116,273									
水資源使用量	(m ³ /人)	基準値	26.17	目標値	25.91	目標値	25.65	目標値	25.39	目標値	25.14
				実績		実績		実績		実績	
リサイクル率	(t/t) ×100	基準値	88	目標値	95	目標値	95	目標値	95	目標値	95
				実績		実績		実績		実績	
事務所ごみ排出量	(t/人) ×100	基準値	30.27	目標値	29.97	目標値	29.67	目標値	29.37	目標値	29.08
				実績		実績		実績		実績	

※2022（R4）年度、沖縄電力調整後排出係数0.680kg-CO₂を使用している。

※化学物質は使用していません。

（基準値算出方法）

◎二酸化炭素排出量削減＝（二酸化炭素排出量/100）÷売上高

$$9.05 = (119,422.4\text{kg-CO}_2/100) \div 132\text{百万円}$$

◎水資源削減＝水資源投入量÷従業員数

$$26.17 = 314\text{m}^3 \div 12\text{人}$$

◎リサイクル率＝再資源化等量÷中間処理量

$$100 = (4,047.09\text{t} \div 4,047.09\text{t}) \times 100$$

◎事務所ごみ削減＝事務所ごみ排出量÷従業員数

$$30.27 = (3.6\text{t} \div 12\text{人}) \times 100$$

2.環境経営計画

次年度の環境経営計画は以下の通り、本年度の取組を継続します。

1.二酸化炭素排出量削減

① 不要照明の消灯の徹底
② エアコンは、27℃設定にし、暖房は外気温が20度以上の時は使用しない。
③ 長時間席を離れるときは、パソコンの電源を切りコピー機は、待機電力にする。
④ 事務所、工場内の照明をLEDに段階的に換える。
⑤ 破砕機等を効率的に運転する。
⑥ 無駄のない回収ルートの確立
⑦ 週に一度タイヤの空気圧点検をする。
⑧ 急発進、急加速、急ブレーキをしない。エコドライブを心掛ける。
⑨ 車両の適正速度、適正積載量による運転を行う。

2.事務所ゴミの削減

① ゴミの分別徹底する。
② ゴミの計量をしっかり行う。
③ 空き缶や段ボールのリサイクルに取り組む
④ コピー用紙使用量の削減、裏紙使用の徹底を行う。

3.水使用量の削減

① 水道管の水漏れのチェックをする
② 節水の声掛け
③ 洗車時に水を出しっぱなしにしない。

4.リサイクル率の向上

① 原材料の細分別を推進し、廃棄物受入時の展開検査等を行い、リサイクル不適物の減少を図る
② リサイクル製品である「ゆいくるりん再生砂」の生産性技術の向上を図り、製品化率を高めカレットの販売促進に力を入れる。

5.その他

① 粉塵対策
② 災害対策を慎重に行う。

7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

1. 環境関連法規一覧及び遵守状況

	主な適用法規	遵守状況	対 象	許可の有効年月日
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	遵守	沖縄県産業廃棄物処分業	令和9年7月15日
			沖縄県産業廃棄物収集運搬業	令和7年4月20日
			沖縄県特別管理産業廃棄物収集運搬業	令和7年7月7日
			一般廃棄物処理施設設置許可	
			マニフェストの交付、保存、年に一度交付状況の報告書を保健所へ提出 廃棄物の積み上げの高さ1.4m～2.5m 保管容量0.1m ³ ～2.0m ³ 保管方法は品目によって異なる。(収集運搬許可書参照) 散水し、近隣へ埃の飛散を防ぐ。	
2	道路交通法	遵守	収集運搬、営業車両の運行 荷崩れ防止の網掛けと荷締め機の徹底 過積載の禁止	
3	容器包装リサイクル法	遵守	各市町村から回収したびんの数量を容器リサイクル協会へ毎月報告	
4	騒音規制法（工場プラント）	遵守	年に2回の工場内10か所の騒音測定	
5	浄化槽法	遵守	年1回の法定検査と水質検査を行う	
6	消防法	遵守	年1回消防訓練の実施、工場内消火器の設置	
7	フロン排出抑制法	遵守	業務用空調機器等第一種特定製品の管理、点検	

2. 環境関連法規等の違反、訴訟等の有無

(1) 環境関連法規の違反

環境関連法規への違反は、過去3年間ありません。

(2) 苦情、訴訟について

訴訟等は、ありません。

環境省など監督官庁のホームページにて最新の環境関連法の法令を確認しました。

令和6年7月19日

作成責任者： 宮城 武斉

8.代表者による評価と見直し

(1) 代表者による評価

2023（R5）年度の弊社の取組みは、CO₂排出量の目標においては事務所内では不要箇所の消灯の徹底、現場では破碎機等の運転の効率化に取組みました。今年度は営業増加に伴う化石燃料使用量と中間処理量増加に伴う電気使用量が増え目標達成できなかったが、従業員の環境活動への取組は定着しており評価できる。

水使用量削減目標は、定期的な漏水点検・節水に取組み目標を達成しました。

事務所ゴミは紙の資源化や分別の徹底を行い、目標を達成しています。

産業廃棄物のリサイクル率は安定しており、目標を達成しました。引き続き、再資源化に努めると共に、本社製品である「カレット」そして、海砂などの代替品である「ゆいくるりん再生砂」の普及の販売促進を更に強化します。これらの取組みは、SDGsの17の目標の中の目標14「海の豊かさを守ろう」の実現へ寄与することになります。

環境安全面では、散水ミストを定期的に行い、乾燥している日や風の強い日は散水頻度を増やす等、周辺環境への配慮を徹底しました。また、経済産業省認定BCPの社内研修を行い緊急事態に備えました。

次年度も従業員一同エコアクション21環境経営に取組み、地球環境そして地域に貢献できる企業として邁進致します。

(2) 見直し指示

項目	事務局からの報告内容	代表者の指示
①環境経営方針	変更なし	現行の環境経営方針で取組んでください。
②環境経営目標	2023年度を基準に目標の見直しを行いました。	新たな目標値達成に向けて取り組んでください。
③環境経営計画	現計画で変更なし	現行で引き続き活動을続けてください。
④実施体制	変更なし	現行で引き続き活動을続けてください。

評価日：2024年7月19日

株式会社バイロン沖縄

代表取締役 宮城武斉